

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	〇福島県森林法施行細則の一部を改正する規則	一五
告 示	〇大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一五
	〇土地改良区の定款の変更を認可した件三件	一五
	〇県営土地改良事業計画を定めた件	一五
	〇道路の供用を開始する件	一五
	〇宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件	一五
公 告	〇落札者を決定した件	一六
	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件	一六
	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	一六
	〇都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	一六
正 誤	〇平成二十五年三月二十九日付け号外第三十号中	一六
	〇平成二十五年三月二十九日付け号外第三十一号中	一六
	〇平成二十五年四月五日付け定例第二千四百七十六号中	一六

規 則

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十八号

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則

福島県森林法施行細則（平成十二年福島県規則第百六号）の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項及び第二項中「第二条」を「第四条」に改め、同条第三項中「第二条第一号」を「第四条第一号」に改める。

第三条中「第十五条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第四条中「第十五条第二項」を「第四十八条第二項」に改める。

第五条第一項中「第十五条第二項第一号」を「第四十八条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十五条第二項第二号」を「第四十八条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第十五条第二項第三号」を「第四十八条第二項第三号」に改める。

第六条中「第二十二条の六第二項及び第二十二条の九」を「第五十九条第二項及び第六十一条」に改める。

第七条中「第二十二条の八第三項及び第二十二条の十一第三項」を「第六十条第三項及び第六十三条第三項」に改める。

第八条中「第二条、第十五条第一項、第二十二条の八第二項、第二十二条の九、第十二条の十一第二項及び第二十二条の十三第一項」を「第四条、第四十八条第一項、第六十条第二項、第六十一条、第六十三条第二項及び第六十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（森林保全課）

告 示

福島県告示第二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年四月十二日から同年五月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から平成二十五年三月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同

年四月四日認可した。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第二百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津若松市湊土地改良区から平成二十五年三月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月四日認可した。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第二百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十五年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月五日認可した。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、白沢地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年四月十五日から
同 年五月七日まで (二十三日間)
- 三 縦覧の場所
二本松市役所及び本宮市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建

設事務所で平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道月舘川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字八幡丁三番一地先から 同 郡同 町大字羽田字八幡丁二番一地先まで	平成二十五年四月二日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十一号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤雄平

区 域 名	区 域	区域の範囲
苗代替住宅	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県相双建設事務所建築住宅課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(建築指導課)

公 告

公告第97号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年4月12日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額
23,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年2月12日

（施設管理課）

公告第九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人放射性核種処理技術機構
- 三 代表者の氏名
平山 雄二
- 四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市横山町九十八番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島第一原子力発電所からの飛散した放射性物質の汚染地域に対して、放射性核種による汚染土壌の放射線量の遮蔽率を高める処理技術に関する事業を行い、放射能汚染地域での処理活動の支援・参画・連携・交流の推進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人コモンズ・ファーム
- 三 代表者の氏名
星野 ゆき路
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南会津郡南会津町塩江字上坪乙九百九十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の多世代が相互に交流し、共生・共助の地域コミュニティを形成し、持続可能な循環型地域社会づくりを推進することを目的とし、地域共助者会の再生、震災復興支援、農都交流に取り組む。

（文化振興課）

公告第百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月四日
- 二 名称
NPO法人ほほえみの間
- 三 代表者の氏名
阿部 多加子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市水門町百九十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、障害福祉サービス、介護サービスに関する事業を行い、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な就労の機会の提供等を確保することに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月二日
- 二 名称
NPO法人あつとホームサービス
- 三 代表者の氏名
森野 さとみ
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市麓山二丁目九番二十号コーポ麓山マンション四〇四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域に住む高齢者や障害者が住み慣れた地域の中で、健康時とならな変わらぬ生活を送ることができるよう応援するために、市民の手を借りた「互酬型ボランティア」を含めた訪問介護サービスと、体の不調や車椅子の使用などで今まで楽しんできた旅行を断念している方々への介護旅行についての相談・提案をして、気軽に旅行に行けるような環境づくりを目指し、本人はもちろんの事、その家族の負担軽減

減に寄与していく。また、核家族が進む中、出産後の生活援助や相談に乗ることで、安心して子育てに専念できる環境を提供し、明るく健やかなまちづくりの手伝いをすることを目的とする。

（文化振興課）

公告第百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月三日
- 二 名称
特定非営利活動法人ハッピーロード
- 三 代表者の氏名
菅原 敏樹
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市西七日町二番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、就労支援等、地域社会で自立するための支援に関する事業を行い、不特定多数の障がい者及びその家族の利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画高度利用地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり

り縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十五年三月二十九日付け号外第三十号中

一	上	後ろか ら八	福島県規則第三十六号	福島県規則第三十七号
---	---	-----------	------------	------------

○平成二十五年三月二十九日付け号外第三十一号中

一	上	後ろか ら一三	福島県規則第三十七号	福島県規則第三十八号
---	---	------------	------------	------------

○平成二十五年四月五日付け定例第二千四百七十六号中

一五四	上	一	公告第2号	公告第95号
-----	---	---	-------	--------